

(証券コード 1739)
2021年 9 月 2 日

株 主 各 位

京都府京都市山科区柳辻中在家町 8 番地 1
(登記上の本店所在地)

シード平和株式会社
代表取締役 小 池 信 三

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただき、本株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使を頂くようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年 9 月16日（木曜日）午後 6 時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年 9 月17日（金曜日）午後 1 時
2. 場 所 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目 1 番 3 号
ソーラ新大阪21 20階 会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご覧ください。)

3. 目的事項

報告事項 第28期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.seedheiwa.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ホームページ（<https://www.seedheiwa.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎会場受付付近で、株主様のためアルコール消毒液を配備いたします。
（ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます。）
 - ◎会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
 - ◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会の運営スタッフは、検温も含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済・社会活動は大きな制限を受け依然として厳しい状況が続きましたが、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、一部では弱さも見られるものの、企業収益は総じて持ち直しの動きが見られました。

先行きについては、国内外で感染拡大の防止策やワクチン接種が促進される中で、持ち直しの動きが続くことが期待されておりますが、感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある、依然として不透明な状況にあります。

当社の主要事業である建設業界におきましては、公共投資は関連予算の執行により底堅く推移しているものの、民間設備投資は投資計画の見直し、先送りなどが懸念される中、建設技術労働者の不足による人件費の高騰、建設資材価格の高止まりなど、厳しい事業環境が続いております。

住宅業界におきましては、低金利の住宅ローンや政府の各種住宅取得支援策の継続に加え、生活様式の見直しやテレワーク（在宅勤務）の普及などにより、実需者層の住宅取得意欲は堅調に推移しております。一方で、主に米中での住宅木材の需要増加などを背景とした、いわゆる「ウッドショック」による木材価格の高騰・供給不足の影響により先行き不透明な状況であります。

このような中、当社は、中期経営計画に掲げる「関西トップクラスの総合建設会社への飛躍」の実現に向けて、重点施策に継続して取り組むとともに、さらなる生産性と収益性の向上に努めてまいりました。

2021年7月16日付け「通期業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」にて公表いたしました通り、戸建分譲事業においては、コロナ禍による住宅需要の高まりから販売が好調に推移し、売上高・セグメント利益ともに当初計画値を大幅に上回りました。

総合建設事業及び不動産賃貸管理事業においては、売上高は当初計画値をやや上回って推移し、セグメント利益は、予算管理及びコスト削減を徹底し、案件ごとの利益率改善を図った結果、当初計画値を大幅に上回りました。

一方、不動産事業においては、収益不動産市況の動向を見極め、販売計画の調整を行ったことなどから、売上高・セグメント利益ともに当初計画値を下回りました。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済・社会活動に広範な影響を与える事象ではありますが、当事業年度における当社の業績等への影響は限定的でありました。

これらの結果、当事業年度における売上高は27,541,969千円（前期比10.8%増）、営業利益は1,967,099千円（同23.8%増）、経常利益は1,905,488千円（同38.6%増）、当期純利益は1,247,989千円（同38.7%増）となりました。なお、過年度分の消費税還付、新型コロナウイルス感染症に関する政府からの助成金などを営業外収益として計上したため、経常利益及び当期純利益が前期比で大幅に増加しております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（総合建設事業）

総合建設事業の一般建築請負につきましては、前事業年度までに受注した請負工事の施工が順調に進捗したことに加え、当事業年度に受注した大型請負工事の施工高が業績に寄与し、順調に推移しました。

受注活動については、厳しい受注環境の中、大阪府を中心に、京都府及び滋賀県などにおける営業活動に積極的に取り組み、既存顧客との関係性強化及び新規顧客の開拓に注力いたしました。それにより、新たに不動産開発を営む企業2社と取引を開始しております。

その結果、当事業年度における建設請負受注高は15,536,187千円（前期比30.0%増）、当事業年度末の建設請負受注残高は19,698,669千円（前事業年度末比23.5%増）となり、それぞれ過去最高となりました。

マンション事業につきましては、主にワンルームマンション販売業者に対する販売を目的に土地を取得し、企画・開発を提案し、建設を行ったうえで、引渡しをしております。当事業年度における仕掛物件の施工は、順調に進捗し、引渡しに関しましても、当初計画通りに完了し、ワンルームマンション318戸（前期316戸）を法人顧客へ引渡ししております。

これらの結果、売上高16,411,797千円（前期比3.8%減）、セグメント利益1,332,371千円（同12.8%増）となりました。一般建築請負における施工高が前事業年度と比較して減少となる当初計画であったため、売上高が前期比で減少となりましたが、予算管理及びコスト削減を徹底し、案件ごとの利益率改善を図った結果、セグメント利益は前期比で増加となりました。

（不動産事業）

不動産事業につきましては、収益不動産の販売や土地売り、不動産売買の仲介等を行っております。収益不動産の販売活動においては、収益不動産市況の動向を見極め、販売計画の調整を行ったことなどから、当初計画値を下回り、収益不動産の販売が5件（前期4件）となりました。また、土地売りを1件（同0件）、不動産売買の仲介を10件（同8件）行いました。なお、当事業年度において、販売用の収益不動産を4件（同2件）取得しております。

その結果、売上高1,834,196千円（前期比0.7%増）、セグメント利益92,390千円（同68.0%減）となりました。前期比で売上高が同水準に留まった一方、セグメント利益は大幅に減少しております。これは主に、前期に販売した収益不動産のうち、利益率の高い物件が含まれていたため、前期のセグメント利益に寄与していたためであります。

（不動産賃貸管理事業）

不動産賃貸管理事業につきましては、安定的な収益確保のため、入居者誘致を積極的に行い、稼働率向上に向けて営業活動を行ってまいりました。また、不動産事業において取得した販売用不動産の収益の維持管理に努めました。

その結果、売上高723,460千円（前期比20.1%増）、セグメント利益209,396千円（同84.2%増）となりました。なお、前期比で売上高の増加幅に比べ、セグメント利益が大きく増加しておりますが、これは主に、短期保有目的の新規取得物件（販売用不動産）が高い利益率で稼働したためであります。

(戸建分譲事業)

戸建分譲事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により実需層の住宅取得意欲が高まる中、当社の属するメルディアグループの「同じ家は、つくらない。」というコーポレートメッセージのもと、地域ごとのお客様のニーズを十分に認識し、他社との差別化を図るべく、企画力・デザイン力を高め、より高い付加価値を提供できる家づくりに努めてまいりました。さらに、京阪神間・北摂エリアを中心に積極的に用地仕入れを行ったほか、個人顧客及び販売協力会社への更なる認知度向上を図るとともに、自社販売部門の販売力強化に努めました。

その結果、戸建分譲住宅の販売件数は213件（前期116件）、土地売り件数は12件（同7件）と当初計画を大幅に上回り、売上高8,572,514千円（前期比59.9%増）、セグメント利益651,256千円（同86.3%増）となりました。販売件数が前期比で大幅に増加したことにより、売上高・セグメント利益は前期比で大幅に増加しております。なお、売上高の増加幅に比べ、セグメント利益が大きく増加しておりますが、これは主に、コロナ禍における購買需要を背景に高い利益率を確保したこと及び自社販売部門の販売力強化による仲介手数料の削減等によるものであります。

(2) 設備投資の状況

特筆すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の主要事業である建設業界におきましては、不動産市況・設備投資動向などの外部環境の変化により受注高減少の懸念に加え、依然として深刻な人手不足が続いており、これを原因とした人件費の高騰、建設資材価格の高止まりなど、厳しい経営環境が続くものと思われます。

また、住宅業界におきましては、雇用や所得環境の悪化が懸念される一方、テレワーク（在宅勤務）の全国的な普及や、政府による「新しい生活様式」の推進などによる住宅需要の高まりと、低金利環境の継続、政府による各種住宅取得支援策の継続などにより、引き続き実需者層の住宅取得意欲は堅調に推移するものと思われます。ただし、今後の感染動向が住宅取得意欲に影響を及ぼす可能性があり、需要と供給のバランスに注意が必要な状況であります。また、「ウッドショック」を背景とした木材価格の高騰・供給不足の影響により、着工遅延・販売価格上昇などが懸念され、先行き不透明な状況であります。

こうした状況の中、当社は、中期経営計画に掲げる「関西トップクラスの総合建設会社への飛躍」の実現に向けて、生産性の向上・原価意識の向上に努め、更なるコストダウンを図ります。また、スケジュール管理・予算管理・品質管理を徹底し、売上規模拡大のみならず、収益性の向上を図ります。

総合建設事業においては、引き続き、安定的に受注が期待できるマンションデベロッパーへの営業活動を精力的に行うとともに、間口拡大に向けて物流倉庫・流通店舗・商業ビルなどの受注促進を行います。また、受注活動における社内体制を見直し、案件ごとの収益性の向上を図ります。

また、引き続きマンション用地の仕入活動を精力的に行い、顧客への安定した供給を目指すとともに、販売先の新規開拓を行い、供給棟数の拡大を図ります。

不動産事業においては、収益不動産の販売や、不動産販売の仲介等を事業として行っております。収益不動産についてはエリア・規模を問わず収益性の高い物件の取得を積極的に行い、個人・法人へ販売してまいります。

不動産賃貸管理事業においては、安定的な収益確保のため、引き続き、入居率・稼働率向上に向けて営業活動に努めるとともに、大規模改修工事の受注獲得を目指します。

戸建分譲事業においては、引き続き京阪神間・北摂エリアを中心に用地仕入活動及び業者開拓を行い、「同じ家は、つくらない。」にこだわった付加価値の高い住宅を供給します。また、販売については、仲介業者への営業活動を強化するとともに、自社販売による顧客との直接取引を拡大させ、自社商品の魅力を顧客へ直接訴求してまいります。

以上のことにより、次期の売上高は33,000百万円、営業利益2,145百万円、経常利益1,980百万円、当期純利益1,295百万円を見込んでおります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 2018年 6 月期	第 26 期 2019年 6 月期	第 27 期 2020年 6 月期	第 28 期 2021年 6 月期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	20,584,214	23,797,923	24,847,555	27,541,969
経 常 利 益 (千円)	1,568,090	1,265,193	1,374,541	1,905,488
当 期 純 利 益 (千円)	1,071,326	865,147	900,009	1,247,989
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	176.02	142.15	147.87	205.05
総 資 産 (千円)	14,061,276	22,349,840	24,528,180	24,580,917
純 資 産 (千円)	3,431,647	4,266,363	5,129,854	6,329,153
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	563.83	700.98	842.85	1,039.90

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 2018年7月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。そのため、第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当社の親会社は株式会社三栄建築設計（以下「三栄建築設計」といいます。）で、同社は当社の株式を3,641,200株（議決権比率59.83%）保有いたしております。

取引関係については、市場価格等を勘案して交渉の上、一般的な取引条件に基づき決定しております。そのため、当社の利益を害することはないと、当社の取締役会は判断しております。三栄建築設計との人的関係については、役員の兼任等、経営ノウハウ及び技術の共有化等を目的として受入れを、適宜行っております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、総合建設業として設計・施工を行っており、兼業事業として不動産業、不動産賃貸業も行っております。

建設業許可	国土交通大臣（特－１）	第 25611 号
一級建築士事務所登録	大阪府知事（ロ）	第 24806 号
宅地建物取引業者免許	国土交通大臣（２）	第 8496 号
賃貸住宅管理者登録	国土交通大臣（02）	第 2695 号

(8) 主要な営業所

- ① 本社 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目１番３号
ソーラ新大阪21 9階
- ② 京都本店 京都府京都市山科区柳辻中在家町８番地１
- ③ 滋賀支店 滋賀県近江八幡市鷹飼町560番地１

(9) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
173名	19名増	37.2歳	5年4ヶ月

（注）従業員数には、使用人兼務取締役、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
	千円
株式会社 きらぼし 銀行	1,818,000
株式会社 関西 みらい 銀行	1,770,000
株式会社 三井住友 銀行	1,305,504
株式会社 徳島大正 銀行	843,000
株式会社 滋賀 銀行	826,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
(2) 発行済株式の総数 6,454,400株 (自己株式368,080株を含む)
(3) 株主数 1,241名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社 三栄建築設計	3,641,200	59.83
村田 直 樹	308,600	5.07
小池 信 三	181,400	2.98
佐藤 友 亮	145,000	2.38
S M B C 日興証券株式会社	91,000	1.49
服部 圭 司	72,200	1.18
真鍋 正 二	71,400	1.17
山下 博	66,500	1.09
シード従業員持株会	53,300	0.87
佐藤 あ ず さ	50,000	0.82

- (注) 1. 当社は、自己株式368,080株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	小 池 信 三	株式会社三栄建築設計 代表取締役社長 株式会社MA I 取締役 Meldia Investment Realty of America, Inc. 取締役 株式会社メルディアRIZAP湘南スポーツパートナーズ 取締役 一般財団法人メルディア 理事 MPD Realty, Inc. 取締役 Alpha Construction Co. Inc. 取締役 一般社団法人日本木造分譲住宅協会 理事長
取 締 役	磯 部 善 男	執行役員 生産技術本部長
取 締 役	田 中 一 也	執行役員 営業本部長
取 締 役	榊 原 拓 也	執行役員 経営管理本部長
取 締 役	吉 野 誠 治	POPアセットマネジメント株式会社 取締役
常 勤 監 査 役	楠 下 庄 三	
監 査 役	小 池 裕 樹	弁護士 さくら法律事務所 代表弁護士 モリ工業株式会社 社外取締役 ミートフーズサービス株式会社 監査役 株式会社ダイドー 社外取締役
監 査 役	小 西 一 成	公認会計士、税理士 株式会社エアーズ経営研究所 取締役 エアーズ税理士法人 代表社員

- (注) 1. 吉野誠治氏は、社外取締役であります。
2. 楠下庄三氏、小池裕樹氏、小西一成氏は、社外監査役であります。
3. 監査役楠下庄三氏は、長きにわたり経理・財務部門の業務に従事し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役吉野誠治氏、監査役小池裕樹氏、小西一成氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
5. 当社は、取締役吉野誠治氏、監査役楠下庄三氏、監査役小池裕樹氏、監査役小西一成氏の4名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役吉野誠治氏、社外監査役楠下庄三氏、社外監査役小池裕樹氏、社外監査役小西一成氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定する額としております。
7. 谷口茂雄氏、青山志行氏、吉川和男氏は、2020年9月18日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって、辞任により取締役を退任いたしました。

8. 当社では執行役員制度を導入しております。
2021年8月1日付けで組織変更及び担当の変更がありました。

氏 名	変 更 前	変 更 後
磯 部 善 男	取締役 執行役員 生産技術本部長	同左
田 中 一 也	取締役 執行役員 営業本部長	同左
榊 原 拓 也	取締役 執行役員 経営管理本部長	同左
長 野 浩	執行役員 工事本部長	同左
高 木 憲 昭	営業本部 建築営業部長 兼 賃貸管理部長	執行役員 営業本部 建築営業部長
岩 村 崇 裕	住宅事業本部長	執行役員 住宅事業本部長 兼 住宅事業本部 住宅設計工事部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社は取締役の役割を、当社の経営方針・戦略の策定、業務執行、従業員の業務執行への助言・監督を行うことによって企業価値を高めることとし、当社の取締役の報酬は、求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系とする。個々の取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で決議された総枠の範囲内で各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績、世間水準及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬に関する方針

取締役の個人別の報酬を、固定報酬としての基本報酬のみとしているため、決定方針等は定めないものとする。

4. 非金銭報酬等に関する方針

取締役の個人別の報酬を、固定報酬としての基本報酬は金銭報酬のみとしているため、決定方針等は定めないものとする。

5. 報酬等の割合に関する方針

取締役の個人別の報酬を、固定報酬としての基本報酬のみとしているため、報酬割合については定めないものとする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

7. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における当社の取締役の報酬の額は、取締役会により一任された代表取締役社長小池信三が決定しております。代表取締役社長に委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を、総合的・客観的に判断し、各取締役の報酬額を決定できると判断したためです。

②取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8 名 (1 名)	11,700千円 (1,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (3 名)	6,840千円 (6,840千円)
計	11名	18,540千円

(注) 1. 役員報酬限度額

①取締役

年額300,000千円以内。ただし、この報酬限度額には使用人兼務取締役の使用人給与分を含んでおりません。

(2005年6月24日株主総会において決議されており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。)

②監査役

年額20,000千円以内。

(2014年6月26日株主総会において決議されており、当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)であります。)

2. 上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与含む)として27,460千円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては12頁に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	吉 野 誠 治	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、警察官としての豊富な経験及び民間企業でコンプライアンス全般に係る業務に従事した経験から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	楠 下 庄 三	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、また監査役会14回のうち14回に出席し、長きにわたり経理・財務部門の業務に従事した経験から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	小 池 裕 樹	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回、また監査役会14回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	小 西 一 成	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、また監査役会14回のうち14回に出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,050千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,050千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から入手した情報に基づき、会計監査人の当事業年度の「監査計画」の内容についてその適切性・妥当性を検討するとともに、当該監査計画における「監査時間」と「報酬単価」について会計監査人と協議を重ねたうえで、会計監査人の報酬等の額が妥当であると認められたことから同意したものであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役会の決議をもって会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の継続監査年数などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

5. 会社の体制及び方針

(1) 会社の経営の基本方針

- ① 当社は、人々のライフスタイルやライフステージに合った、自由かつ自然な営みができる生活空間の提案と供給ができる企業を目指し、安全性、耐久性、機能性を高める構造物を提供することを通じて、優れた社会資本の整備に役立つことにより、広く社会に貢献することを経営理念としています。
- ② 当社は、低採算の時代に収益性を重視した堅実経営により、健全な財務体質と経営の自主性を維持してまいりました。今後とも環境の変化に対応する強力な企業基盤を確立してまいります。
- ③ 事業の拡大に向け、新しい事業領域への進出を図るなど、積極的に事業の開発に取り組みながら、収益源の多様化を図ってまいります。
- ④ 透明性の高い経営体制の構築とコーポレート・ガバナンスの充実を一層強化し、継続的に取り組んでまいります。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 経営の基本方針である経営理念を深く浸透させ、法令等を遵守する体制の構築を、経営の最重要課題の一つとして位置づける。
- ② コンプライアンスに関する行動規範・倫理規範を遵守し、取締役及び使用人が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえて業務遂行にあたるよう、全体会議等を通じ、研修・指導を図る。
- ③ コンプライアンス等に関する情報については、社内通報制度である内部通報規程を有効に活用することにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に努める。
- ④ 当社は反社会的な勢力や団体に対して毅然とした態度・行動で臨み、一切の関係を持たず、なんらの利益供与も行わない。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 職務の遂行に係る文書の保存及び管理については、法令及び文書管理規程等の社内規程に従い、適切に行う。
- ② 情報の保存及び管理については、情報管理規程・インサイダー取引防止規程・個人情報保護規程等の社内規程に基づき、適切に行う。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、リスク管理規程に基づき総合的にリスク管理に対応する。
- ② 問題点・課題等については、適宜取締役会・全体会議等にて審議・検討を行い、リスクマネジメントに反映させる。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務権限及び責任を明確にするとともに、取締役会規程に基づき定例の取締役会を毎月一回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項の決定を行うとともに取締役の業務執行状況の管理監督を行う。
- ② 業務運営については、中長期経営計画、各年度予算を策定して、取締役の職責をより明確にし、具体的な目標設定・対策・立案のもと業務遂行を図る。

(6) 当社並びにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、取締役会・監査役会設置会社として、自立性・自発性・独立性を発揮する。
- ② 当社の管理部門については、グループ会社と連携を深めつつ、業務遂行にあたる。
- ③ 内部統制については、グループ会社と連携を深めグループ全体のコンプライアンスの実効性を高める。
- ④ 監査役は、定期的に親会社の監査役・監査役会との情報交換を図り、グループ全体の監査の実効性を高める。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性並びに監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、合理的な範囲で配置する。
- ② 監査役補助者の任命・異動・人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前同意を要し、取締役会からの独立性を確保するものとする。
- ③ 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従い、指示を実行するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項及び重要な社内情報等を速やかに監査役に報告する。
- ② 当社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ③ 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書等を閲覧し、いつでも取締役及び使用人から説明を求めることができる。
- ④ 監査役は、監査役会規程に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査部門とも緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成に努めるものとする。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、下記の取り組みを実施しております。

- ① 取締役会は取締役及び社員等が共有する全社的な目標を定めております。また、各担当部署は組織規程、業務分掌規程等に従いその目標達成のため部署毎の具体的目標及び効率的な達成計画を定め、その進捗状況について定期的に取締役会及び管理職会議で報告しております。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、経営上のリスクに関する報告及び協議と、その管理状況を確認できる体制を整備しております。また、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めております。
- ③ 取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等も適切に管理しております。
- ④ 取締役会には監査役が出席し、取締役の職務執行等につき意見を述べ、常に監視できる体制を整えております。また、代表取締役社長は監査役との間で定期的に意見交換を行っております。
- ⑤ 監査役、会計監査人及び内部監査部門は、定期的に意見交換を行い、実効性のある内部監査の実施を目指しております。
- ⑥ 内部監査部門が作成した内部監査計画書に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	22,554,199	流 動 負 債	13,239,622
現 金 及 び 預 金	957,684	工 事 未 払 金	1,270,881
完 成 工 事 未 収 入 金	5,143,023	不 動 産 事 業 未 払 金	676,833
不 動 産 事 業 未 収 入 金	7,612	短 期 借 入 金	7,682,150
未 成 工 事 支 出 金	72,278	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	2,123,864
販 売 用 不 動 産	4,041,853	1 年 内 償 還 予 定 社 債	220,000
仕 掛 販 売 用 不 動 産	11,961,086	リ ー ス 債 務	6,115
前 払 費 用	39,336	未 払 金	96,245
そ の 他	336,654	未 払 費 用	33,100
貸 倒 引 当 金	△5,331	未 払 法 人 税 等	416,230
固 定 資 産	2,026,718	未 成 工 事 受 入 金	94,260
有 形 固 定 資 産	1,491,131	未 払 消 費 税	166,602
建 物	934,391	不 動 産 事 業 受 入 金	87,826
構 築 物	107	預 り 金	161,025
車 両 運 搬 具	0	前 受 収 益	17,910
工 具、器 具 及 び 備 品	7,471	賞 与 引 当 金	131,438
土 地	457,872	完 成 工 事 補 償 引 当 金	40,279
リ ー ス 資 産	91,289	工 事 損 失 引 当 金	14,479
無 形 固 定 資 産	7,063	そ の 他	379
ソ フ ト ウ ェ ア	5,729	固 定 負 債	5,012,142
電 話 加 入 権	1,333	社 債	300,000
投資その他の資産	528,524	長 期 借 入 金	4,316,096
長 期 前 払 費 用	664	リ ー ス 債 務	100,713
差 入 保 証 金	92,674	長 期 前 受 収 益	25,321
繰 延 税 金 資 産	205,927	退 職 給 付 引 当 金	95,773
長 期 貸 付 金	227,117	預 り 保 証 金	106,097
長 期 未 収 入 金	32,110	関 係 会 社 長 期 未 払 金	58,722
そ の 他	9,476	資 産 除 去 債 務	9,418
貸 倒 引 当 金	△39,447	負 債 合 計	18,251,764
資 産 合 計	24,580,917	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	6,329,153
		資 本 金	100,000
		資 本 剰 余 金	656,113
		資 本 準 備 金	360,806
		そ の 他 資 本 剰 余 金	295,306
		利 益 剰 余 金	5,608,030
		利 益 準 備 金	13,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	5,595,030
		繰 越 利 益 剰 余 金	5,595,030
		自 己 株 式	△34,991
		純 資 産 合 計	6,329,153
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,580,917

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年7月1日から)
(2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	27,541,969
売 上 原 価	24,646,898
売 上 総 利 益	2,895,071
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	927,971
営 業 利 益	1,967,099
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	56
受 取 手 数 料	8,790
解 約 金 収 入	9,980
還 付 消 費 税 等	111,710
助 成 金 収 入	46,907
受 取 損 害 金	21,290
そ の 他	836
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	177,925
支 払 保 証 料	16,288
融 資 等 手 数 料	47,853
そ の 他	19,115
経 常 利 益	1,905,488
税 引 前 当 期 純 利 益	1,905,488
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	708,012
法 人 税 等 調 整 額	△50,512
当 期 純 利 益	1,247,989

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2020年7月1日残高	100,000	360,806	295,306	656,113
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
2021年6月30日残高	100,000	360,806	295,306	656,113

	株 主 資 本		
	利 益 剰 余 金		
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
		繰越利益剰余金	
2020年7月1日残高	13,000	4,395,732	4,408,732
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△48,690	△48,690
当期純利益		1,247,989	1,247,989
事業年度中の変動額合計	—	1,199,298	1,199,298
2021年6月30日残高	13,000	5,595,030	5,608,030

	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
2020年7月1日残高	△34,991	5,129,854	5,129,854
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△48,690	△48,690
当期純利益		1,247,989	1,247,989
事業年度中の変動額合計	—	1,199,298	1,199,298
2021年6月30日残高	△34,991	6,329,153	6,329,153

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年 8 月23日

シード平和株式会社
取締役会 御中

太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人			
大 阪 事 務 所			
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	柏 木	忠 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	野 村	利 宏 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	大 好	慧 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シード平和株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との利益相反取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月24日

シード平和株式会社 監査役会
社外常勤監査役 楠下 庄三 ㊞
社外監査役 小池 裕樹 ㊞
社外監査役 小西 一成 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、安定した株主配当を基本とし、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に対応した配当を継続していくことを経営の重要課題の一つとして認識することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、前期より1株につき5.0円増配し、13.0円とさせていただきますと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 13.0円

総額79,122,160円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年9月21日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の親会社である株式会社三栄建築設計は、自社住宅ブランド「MELDIA（メルディア）」で商品展開を行っており、同ブランドそのものをグループ名に冠しております。

当社も「MELDIA GROUP（メルディア グループ）」の一員として戸建分譲事業において、同ブランドを展開してまいりました。

今後は、従来の戸建分譲住宅だけでなく、その他事業においても同ブランドでの事業展開を行い、知名度・認知度の向上を図る予定です。

この度、ブランド名を用いた「株式会社メルディアDC」へと商号を変更することで、一層の企業価値とブランド価値の向上を目指してまいります。

なお、「DC」は当社の主要な事業内容である（不動産）開発と建設の英語表記であるDevelopmentとConstructionの頭文字に由来しております。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、 <u>シード平和株式会社</u> と称し、英文では <u>SEEDHEIWA CO., LTD.</u> と表示する。 (新設)	第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社メルディアDC</u> と称し、英文では <u>MELDIA Development & Construction CO., LTD.</u> と表示する。 附則 <u>第1条（商号）の変更は、2021年10月1日に効力を生じるものとする。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。</u>

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
1	こ いけ しん ぞう 小 池 信 三 (1968年5月13日)	1993年9月 有限会社三栄コーポレーション（現株式 会社三栄建築設計）設立 代表取締役社長（現任） 2012年10月 株式会社三建アーキテクト（現株式会社 MAI）代表取締役社長 2014年6月 当社代表取締役社長（現任） 2016年1月 株式会社湘南ベルマーレ 取締役 2017年3月 Meldia Investment Realty of Ameria, Inc. 取締役（現任） 2017年4月 MPD Realty, Inc. 取締役（現任） 2017年5月 一般財団法人メルディア理事（現任） 2018年4月 株式会社メルディアRIZAP湘南スポーツ パートナーズ 取締役（現任） 2018年9月 株式会社MAI 取締役（現任） 2021年2月 Alpha Construction Co. Inc. 取締役（現任） 2021年4月 一般社団法人日本木造分譲住宅協会 理 事長（現任）	181,400株
2	いそ べ よし お 磯 部 善 男 (1957年1月23日)	1977年3月 平和建設株式会社入社 2007年12月 同社建築部長 2008年12月 同社取締役建築部長 2009年12月 同社建築部長 2010年3月 同社取締役建築部長 2012年4月 同社取締役工事部長 2014年6月 当社取締役工事本部長 2019年8月 当社取締役執行役員工事本部長 2020年8月 当社取締役執行役員 生産技術本部長（現任）	400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 重 要 な 兼 職 の 状 び 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	た な か か ず や 田 中 一 也 (1962年12月6日)	2002年5月 平和奥田株式会社入社 2007年10月 同社東京支店長 2009年7月 同社建築営業部長 2010年4月 平和建設株式会社（現シード平和株式会社）建築営業部長 2014年7月 当社営業本部建築営業部長 2015年8月 当社営業本部不動産建築営業部長 2015年9月 当社取締役営業本部 不動産建築営業部長 2017年8月 当社取締役営業本部 大阪不動産建築営業部長 兼京都不動産建築営業部長 2018年7月 当社取締役営業本部 大阪不動産建築営業部長 兼京都不動産建築営業部長 兼開発管理部長 兼賃貸管理部長 2019年8月 当社取締役執行役員営業本部長（現任）	1,200株
4	さ か き ば ら た く や 榊 原 拓 也 (1982年1月24日)	2008年11月 株式会社三栄建築設計入社 2019年8月 当社執行役員 管理本部長兼経営企画部長 2020年8月 当社執行役員 経営管理本部長 2020年9月 当社取締役執行役員 経営管理本部長（現任）	1,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	よしのせいじ 吉野 誠 治 (1946年11月17日)	1969年4月 大阪府警察官任官 1978年4月 大阪府警察本部刑事部 捜査第4課主任 1993年3月 近畿管区警察学校 刑事教官 2001年3月 大阪府警察本部刑事部捜査第4課 総括・企業暴力犯担当管理官 2005年3月 大阪府河内長野警察署副署長 2007年4月 新光証券株式会社（現みずほ証券株式会 社）入社 総務部兼コンプライアンス統括部顧客審 理室担当部長 2015年9月 当社社外取締役（現任） 2019年7月 POPアセットマネジメント株式会社 取締役（現任）	700株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小池信三氏は、当社の親会社であります株式会社三栄建築設計の代表取締役であります。
3. 株式会社三栄建築設計は、当社の特定関係事業者であり、小池信三氏は同社の業務執行者であります。
4. 吉野誠治氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長きにわたり大阪府警察職員として勤務し、コンプライアンスにおける知見や経験を活かし新光証券株式会社（現みずほ証券株式会社）の総務部兼コンプライアンス統括部に所属し、コンプライアンス全般に係る業務に携わったことにより、豊富な専門的見地からの知識と幅広い知見を有しております。よって、その経験を当社の経営に活用することで、当社のコーポレート・ガバナンスをさらに充実したものにすることが期待できると判断したためであります。同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。
5. 吉野誠治氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。当社は、同氏との間で会社法第427条第1項及び現行定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項の各号に定める金額の合計額を上限とする旨の契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、吉野誠治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員といたします。
7. 榊原拓也氏の戸籍上の氏名は横峯拓也であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 する 当社の株式数
1	こ い け ひ ろ き 小 池 裕 樹 (1971年3月6日)	2000年4月 弁護士登録 さくら法律事務所入所 2004年1月 同所代表弁護士（現任） 2005年6月 モリ工業株式会社 社外監査役 2011年6月 当社社外監査役（現任） 2015年6月 ミートフーズサービス株式会社 監査役（現任） 2016年6月 モリ工業株式会社 社外取締役（現任） 2019年10月 株式会社ダイドー 社外取締役（現任）	2,200株
2	こ に し か ず な り 小 西 一 成 (1970年1月3日)	1998年10月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入社 2002年6月 公認会計士登録 2006年2月 清友監査法人入社 2010年6月 税理士登録 2012年8月 株式会社エアーズ経営研究所 取締役（現任） 2017年9月 当社社外監査役（現任） 2021年5月 エアーズ税理士法人 代表社員（現任）	一株
※ 3	あ ず ま い し げ き 東 井 茂 樹 (1958年4月23日)	1981年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2011年4月 株式会社三井住友銀行 執行役員個人部門副責任役員 2013年6月 S M B C スタッフサービス株式会社 代表取締役社長 2016年6月 株式会社オートシステム 取締役会長	一株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 各候補者は社外監査役候補者であります。
4. 小池裕樹氏及び小西一成氏は現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、小池裕樹氏は10年3ヶ月、小西一成氏は4年であります。
5. 各候補者を、社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- 小池裕樹氏につきましては、弁護士として専門的な知識・経験等を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
- 小西一成氏につきましては、公認会計士・税理士として専門的な知識・経験等を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
- 東井茂樹氏につきましては、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見に加え、経営者としての豊富な経験を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
6. 小池裕樹氏及び小西一成氏は現在当社の社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は両氏との間で会社法第427条第1項及び現行定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項の各号に定める金額の合計額を上限とする旨の契約を締結しております。両氏が再任された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は東井茂樹氏の選任が承認可決された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。また、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び現行定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項の各号に定める金額の合計額を上限とする旨の契約を締結する予定であります。

以 上

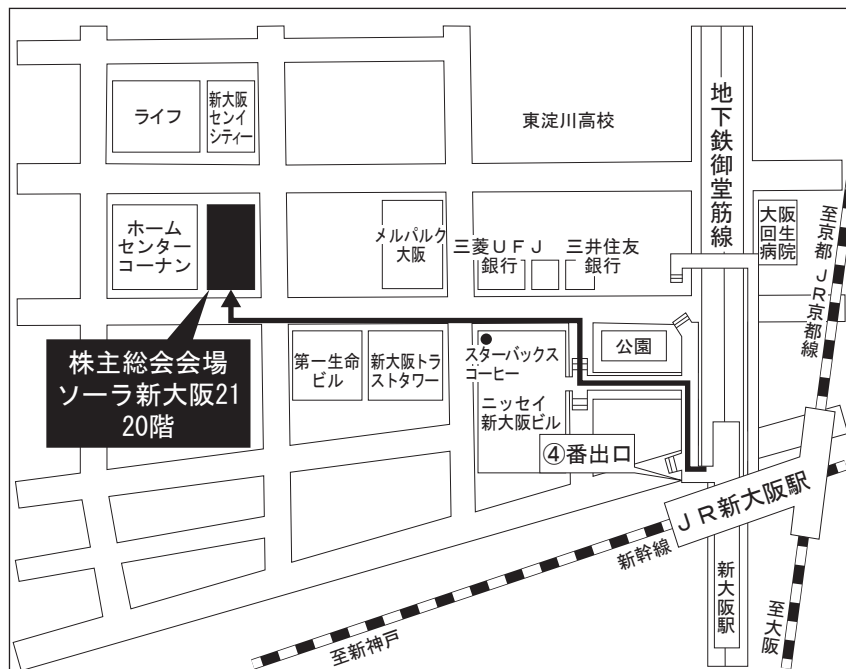
This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内略図

大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号

ソーラ新大阪21 20階 会議室

電話番号 06-4866-5388



■最寄交通機関

【JR新大阪駅をご利用の場合】

改札を出て、北口のエスカレーターを降り、地下鉄御堂筋線連絡口を直進し、地下鉄御堂筋線新大阪駅の④番出口より順路に沿ってお越してください。

【地下鉄御堂筋線新大阪駅をご利用の場合】

地下鉄ホームのAまたはB階段を降り、④番出口より順路に沿ってお越してください。